

監査って何だろう？



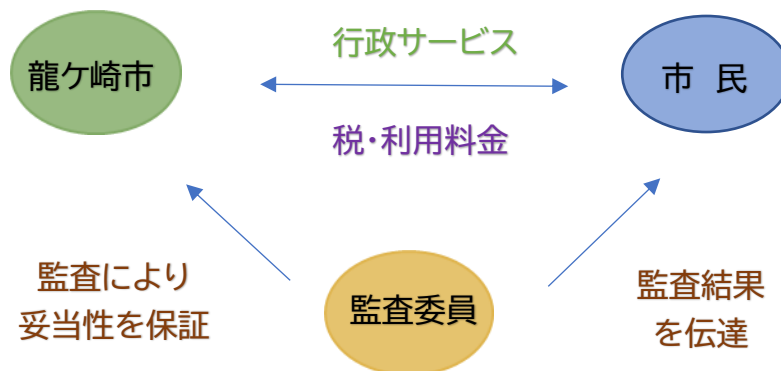
龍ヶ崎市マスコットキャラクター まいりゅう

龍ヶ崎市監査委員事務局
令和6年12月

1. 監査委員って何？

監査委員は、地方自治法によって設置が義務付けられた、市長から独立した機関です。

監査委員は独任制といって、それぞれの監査委員が独立した権限で監査を行います。(教育委員会等と異なり委員会制をとっていないため、対外的に監査委員を代表する委員長は置かれていません。)



2. どんな人が委員になるの？

監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他の行政運営に関して優れた識見を有する人(識見選任委員)と、市議会議員(議員選任委員)のうちから、市長が市議会の同意を得て、選任しています。

龍ヶ崎市の監査委員は、識見選任委員が1名と、議員選任委員が1名の計2名です。また、監査委員の任期は識見選任委員が4年、議員選任委員が議員の任期になります。

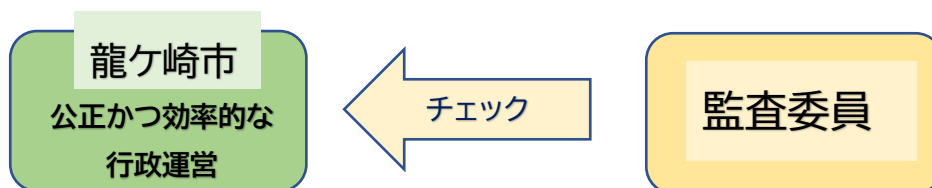
龍ヶ崎市の識見選任委員は、監査委員に関する庶務などを処理する職務である「代表監査委員」にもなっているんだよ。



3. どんな仕事をしているの？

市が行政サービスを提供するために使うお金は、主に市民の皆さんから納められた大切な税金で賄われています。その公金の管理、運用は常に正確で、効率的なものでなければなりません。

監査委員は、主として財務に関する事務について、法令に違反していないか、効率的に行われているかなどを市長から独立した立場でチェックし、その結果を市民に広くお知らせしています。



4. どんな種類の監査があるの？

監査委員がどのような監査を実施しなければならないかは、地方自治法などで決められています。

○定期的に行う監査

監査等の種類	概 要	実施時期	関係法令
定期監査	市の財務事務の執行や経営に係る事業の管理が適正で効率的に行われているかなどを監査します。	毎年1回以上実施	地方自治法第 199 条第 1 項・4 項
例 月 出 納 検 査	会計管理者などが管理する現金について、書類の計数が正確で、出納事務が適正に行われているかなどを検査します。	毎月実施	地方自治法第235条の2第 1 項
決算審査	決算書などが法令通りに作成され、計数が正確で、予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているかを審査します。	毎年度1回実施	地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項
基金運用状況審査	基金運用状況報告書の計数が正確で、基金の運用が適正で効率的に行われているかを審査します。		地方自治法第241条第5項
健全化判断比率等審査	健全化判断比率や資金不足比率の計数が、適正に算定されているかを審査します。		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項

○監査委員が必要と認めるときに行う監査

監査等の種類	概 要	実施時期	関係法令
行政監査	財務(定期)監査のほか市の事務の執行について、適正で効率・効果的に行われているかを特定の事務・事業を選定し監査します。	監査委員が必要と認めるとき	地方自治法第 199 条第2項
財政援助団体等監査	市が補助金などの財政的援助を与えている団体の出納事務などが適正に行われているかを監査します。		地方自治法第199条第7項
随時監査	定期監査のほかに監査委員が必要であると認めたときに、定期監査に準じて監査します。		地方自治法第199条第5項

○請求があったときに行う監査

監査等の種類	概 要	実施時期	関係法令
住民監査請求に基づく監査	市民が、市または市の職員等について、財務会計上の違法、不当な行為があると認められる時などに、必要な措置が行われるよう監査委員に監査を請求する制度に基づいて、監査します。	請求があったとき	地方自治法第242条

5. 監査はどんなふうに行うの？

監査は毎年策定する「監査計画」に基づいて行われます。「監査計画」には、その該当年度に実施する予定の監査、決算審査、例月出納検査のほか、その年度の方針、スケジュール、対象部署などが記載されています。

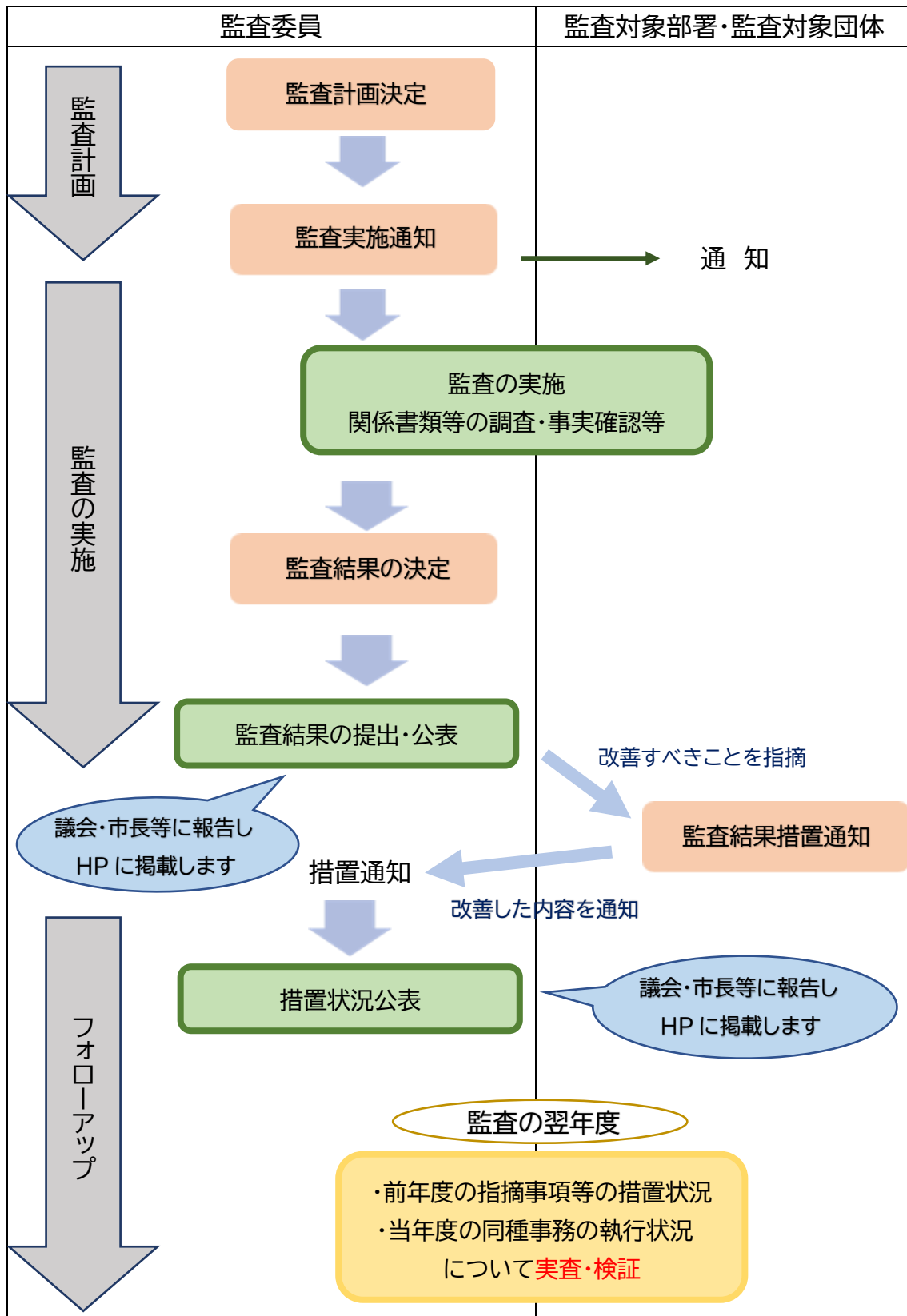
実際に監査を行うにあたっては、まず、監査委員事務局職員が事前監査を行い監査委員に結果を報告します。監査委員はその結果を踏まえ、監査の相手方に質問や関係書類の閲覧を実施し、監査の講評を行います。

監査の結果は報告書として市長及び市議会議長等に提出するとともに、市公式ホームページ等で公表しています。さらに、市長が監査の結果について措置を行った報告を受けたときは、その措置結果も公表しています。

読んでくれてありがとう。
次のページで「監査の流れ」と「令和6年度龍ヶ崎市監査計画」をのせてあるので見てみてね。



監査事務の流れ(定期監査)



令和6年3月25日
監査委員決定

令和6年度龍ヶ崎市監査計画

龍ヶ崎市監査基準（令和2年監査委員告示第7号。以下「監査基準」といいます。）第8条第1項の規定に基づく令和6年度の監査、検査及び審査（以下「監査等」といいます。）の実施方針及び監査等の計画は、次のとおりとします。

1 監査等の実施方針

監査等の実施においては、市民の目線に立った市民のための監査等を目指すことを基本的な考え方とし、適正な予算執行の確保、効率的な行財政運営の確保等の視点に基づいて公正かつ効率的に行うものとします。

監査等は、監査基準に準拠して実施します。監査等の実施に当たっては、合规性、正確性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点を重視し、公正で、より効率的かつ効果的な行財政運営につながる指摘、意見等を行うよう努めます。

2 監査等の計画

(1) 財務監査（地方自治法第199条第1項）

市の執行機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか監査します。

財務監査は、期日を定めて実施する定期監査（地方自治法第199条第4項）、及び必要があると認めるときに実施する随時監査（地方自治法第199条第5項）とします。

(ア) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

① 監査対象

「5 監査等の実施予定 (1) 定期監査」に掲げる課等の財務事務等とします。

② 実施方法

監査の計画に当たっては、監査対象のリスクを識別し、そのリスク内容及び程度、過去の監査結果及び措置状況等を総合的に勘案し、重点項目を設定します。

監査の実施に当たっては、事前に監査資料の提出を受け、監査委員事務局の書記が予備的な監査（以下「予備監査」といいます。）を行い、その結果に基づき作成された「予備監査調書」を踏まえ、監査委員が監査を実施します（以下、監査

委員が実施する監査を「本監査」といいます。)

予備監査及び本監査は、原則として書面及び関係職員等からのヒアリングとし、必要に応じ、実地又は現物等の実査を行います。

③ 実施体制

原則として、予備監査は監査委員事務局の書記により実施し、本監査は監査委員により実施します。

④ 実施時期

令和6年9月～令和7年3月

(イ) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

① 監査対象、実施体制及び実施時期

法令の規定及び監査基準を踏まえ、その都度定めます。

② 実施方法

不適正事案の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて実施するほか、不適正事案が発生した場合は、必要に応じ、再発防止の観点から実施します。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

市の執行機関における事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか監査します。

行政監査は、定期監査と併せて実施するほか、必要があると認めるときは随時に実施します。

① 監査対象、実施方法、実施体制及び実施時期

ア 定期監査と併せて実施する場合は、定期監査に準ずるものとします。

イ 随時に実施する場合は、法令の規定及び監査基準を踏まえ、その都度定めます。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、及び公の施設の管理を行わせている団体の、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査します。

① 監査対象団体

市が財政的援助を与えている団体等（出資団体、出捐団体、補助金等交付団体及び指定管理者）の中から一定の基準に従い選定します。

② 実施方法及び実施体制

定期監査に準ずるものとします。

③ 実施時期

別に定めます。

(4) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者等（公営企業会計（下水道事業会計）の場合は、企業出納員を含みます。以下同様とします。）の現金の出納事務が正確に行われているか検査します。

① 検査対象

一般会計、特別会計、公営企業会計（下水道事業会計）、馴馬財産区特別会計及び基金に属する現金及び歳入歳出外現金の出納とします。

② 実施方法

事前に検査資料の提出を受け、監査委員事務局の書記が予備的な検査（以下「予備検査」といいます。）を行い、その結果に基づき作成された「予備検査調書」を踏まえ、監査委員が検査を実施します（以下、監査委員が実施する検査を「本検査」といいます。）。

予備検査及び本検査は、原則として書面及び関係職員等からのヒアリングとし、必要に応じ、現物等の実査を行います。

③ 実施体制

原則として、予備検査は監査委員事務局の書記により実施し、本検査は監査委員により実施します。

④ 実施時期

毎月例日を定めて実施します。

(5) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

市長から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査します。

① 審査対象会計

一般会計、特別会計、公営企業会計（下水道事業会計）及び馴馬財産区特別会計

② 実施方法及び実施体制

事前に審査資料の提出を受け、監査委員事務局の書記が予備的な審査（以下「予備審査」といいます。）を行い、その結果に基づき作成された「予備審査調書」を踏まえ、監査委員が審査を実施します（以下、監査委員が実施する審査を「本審査」といいます。）。

③ 実施時期

令和 6 年 6 月～令和 6 年 8 月

(6) 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

定額の資金を運用するための基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基

金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査します。

なお、土地開発基金以外の基金については、決算審査として同時に審査します。

① 審査対象基金

土地開発基金

② 実施方法及び実施体制

決算審査に準ずるものとします。

③ 実施時期

令和 6 年 6 月～令和 6 年 8 月

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項

第 22 条第 1 項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査します。

① 実施方法及び実施体制

決算審査に準ずるものとします。

② 実施時期

令和 6 年 6 月～令和 6 年 8 月

(8) その他の監査等

① 監査等対象及び実施時期

その必要性を認めるとき、又は請求等を認めるときに、適時実施します。

② 実施方法及び実施体制

法令の規定及び監査基準を踏まえ、その都度定めます。

3 監査の結果の提出及び公表

監査の結果については、議会及び市長等の執行機関へ提出するとともに、市揭示板及び市公式ホームページで公表します。

4 監査の結果の実効性の確保

(1) 指摘事項等の通知及び公表

監査の結果、次の指摘事項等の基準に該当すると認める事項（以下「指摘事項等」といいます。）については、当該執行機関に対し、改善のために必要な措置を講ずべき旨を通知するとともに、市揭示板及び市公式ホームページで公表します。

(指摘事項等の基準)

区分	判断の基準	処理
指摘事項	次のいずれかに該当し、その程度が著しいもの、又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合。 ア 法令等に違反している事項 イ 不正な行為がなされた事項 ウ 収入確保に適切な措置を要する事項 エ 予算を目的外に支出している事項 オ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 カ 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項	関係の部課等の長に対し、文書で指摘し、かつ、報告及び公表する。ただし、内容によっては、機関名を特定せずに報告及び公表する場合がある。
注意事項	指摘事項に掲げる事項に該当するが、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合。	関係の部課等の長に対し、文書で注意し、かつ、報告及び公表する。ただし、内容によっては、機関名を特定せずに報告及び公表する場合がある。
意見	組織及び運営の合理化や事務事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合。	関係の部課等の長に対し、文書で意見を提出し、かつ、報告及び公表する。

(注) 注意事項又は意見に該当する事項で、その程度が軽微なものについては、監査委員事務局長による指導事項とする。

(2) 監査の結果のフォローアップ

執行機関から指摘事項等についての措置状況の報告を求めるとともに、その内容を市掲示板及び市公式ホームページで公表します。

また、次年度以降の監査等において、指摘事項等についての措置状況の検証を行います。

(3) 情報の共有

不適正事案の発生防止に資するため、指摘事項等及び措置状況の事例について、庁内で情報共有に努めます。

5 監査等の実施予定

本監査、本検査及び本審査の実施予定については、次のとおりとします。

なお、日程の詳細及び監査等の留意事項その他については、監査委員事務局長から別途通知するところによります。

(1) 定期監査

執行日	対 象
9月25日（水）	保険年金課、医療対策課、健康増進課
10月25日（金）	こども家庭課、福祉総務課、障がい福祉課
11月25日（月）	生活環境課、都市計画課、道路公園課
12月25日（水）	地域づくり推進課、市民窓口課、
1月28日（火）	介護保険課、会計課
2月25日（火）	保護課、監査委員事務局
3月25日（火）	教育センター、教育総務課

(2) 行政監査

執行日	対 象
未定（別途通知）	監査委員が必要と認めたもの

(3) 財政援助団体等監査

執行日	対 象
未定（別途通知）	監査委員が必要と認めたもの

(4) 例月出納検査

執行日	対象月	対 象
4月26日（金）	3月分	一般会計、特別会計 公営企業会計（下水道事業会計） 駒馬財産区特別会計
5月27日（月）	4月分	
6月25日（火）	5月分	
7月31日（水）	6月分	
8月16日（金）	7月分	
9月25日（水）	8月分	
10月25日（金）	9月分	
11月25日（月）	10月分	
12月25日（水）	11月分	

1月28日（火）	12月分	
2月25日（火）	1月分	
3月25日（火）	2月分	

（注）3月分は令和5年度、4・5月分は令和5・6年度、6月分以降は令和6年度である。

(5) 決算審査

執行日	対 象
7月18日（木）	総合政策部、議会事務局、総務部、馴馬財産区
7月23日（火）	福祉部、健康スポーツ部
7月25日（木）	市民経済部、農業委員会事務局、都市整備部
7月29日（月）	教育委員会、会計課、監査委員事務局
7月31日（水）	予備日

（注）選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会は、総務部に含める。

(6) 基金運用状況審査

執行日	対 象
7月29日（月）	土地開発基金

（注）土地開発基金以外の基金の審査も行う。

(7) 健全化判断比率等審査

執行日	対 象
7月29日（月）	健全化判断比率 資金不足比率

(8) その他の監査等

執行日	対 象
未定（別途通知）	請求又は要求等があったときに決定

6 本監査等の実施場所

本監査、本検査及び本審査は、原則として本庁舎5階第3委員会室で実施します。
また、必要に応じ、実地又は現物等の実査を行います。